

第1回「有機JAS規格の格付方法に関する検討会」議事概要

<議題1について>

設置要領(資料1)について事務局より説明し、承認を得た。

保田委員を座長に選出。

座長より久保田委員を座長代理に指名。

<議題2について>

事務局より資料3及び資料4について説明。

座長: 資料3の 18 ページが、私たちに課せられた検討課題。有機 JAS 制度は、はたして消費者の信頼に値しない制度になってしまっているのか。また、厳格な認証制度が真に国民の求めるものと合致しているのか。

加藤委員: 登録認定機関 16 機関で構成している日本有機食品認定連絡協議会において、登録認定機関の業務の適正なあり方について標準を作るという目的で話し合った。主な論点は 4 つ。一つめに、登録認定機関は、検査の中で不適合を指摘し、事業者の不適正な格付を防止してきた。しかしながら、不適正事例があったことも事実で、どうして発生を防止できなかったのか検証し、未然防止策に活かしていく必要がある。二つめに、登録認定機関の審査水準にはばらつきがあり、事業者に不平等という指摘があること。登録認定機関同士で審査内容について情報交換し、最も適正とされる方法を標準化することが重要。三つめは、事業者の規模に関係なく同じ審査内容が適用されるが、小規模事業者にとっては過大な負担となっているのではないかということ。四つめは、資材や生産基準等の面で、外国と国内のJAS格付とで不平等となっていないかということ。審査内容の標準化については、骨格を整えたところなので、今後、議論を進め、一定の成文化をする予定。次回の検討会で議論いただきたい。

座長: 本検討会と平行して連絡協議会でも議論していただき、情報交換していきたい。表示違反は制度だけで対応するのは困難。事業者のモラルのあり方も大きな問題。

水野委員: 有機 JAS が信頼に値する制度かということより、消費者が有機JASを知らないし、認証を受けることの大変さも知らないことが問題。また検査員の立場から特に問題点だと考えているのは次の 2 点。検査報告書を登録認定機関に提出後、その案件の審査結果を検査員に知らせない登録認定機関が多い。検査時の指摘事項が受検者に的確に理解され、是

正されたのかどうか分からない。責任ある検査、検査技術の向上などに活かせない。また、特に登録外国認定機関が行っている JAS 認証の講習会の内容にはばらつきが大きいと聞く。外国の事業者が JAS 格付について十分な知識があるのか不安。

座長：消費者の理解と納得がないままに規制を強化しても意味がない。農林水産省は規制をするだけでなく、制度を周知するのも仕事。

今村委員：有機 JAS 制度発足前から有機農業をやってきたが、仲間の有機農家 45 名のうちで JAS 認定を取得したのはその半分。現在も半分のまま。有機 JAS の認知度はまだ低い。もっと普及してほしい。私は少量多品目で40～50品目の作付けをしているが、記帳は膨大な作業。特に高齢の小規模農家にはかなりの負担。もう少し記帳が楽にならないか。定期監査も、真面目に取り組んでいる農家は2、3年に1度でもいいのでは。違反は事業者のモラルの問題であり、制度を厳格にすれば、小規模農家は脱落するだけ。罰則を強化する方がいい。資材については、証明書等を入手し判断するが、詳しく調べるにはお金がかかる。もっと有機農業が広がるような表示制度はないものか。生産者支援の視点がないのが気になっている。

志藤委員：有機農産物は収量が安定せず、販売価格も慣行品と連動しており、安定していない。いつまで有機 JAS を続けられるのか不安がある。内部規定を整備してきたが、かなり複雑多岐になってきており、生産者が理解するのも難儀。簡便で取り組みやすいJAS制度であって欲しい。また、消費者が良い食品を手にするために、食品全体が安全・安心という方向性で、JAS制度だけでなく広く有機農業を推進していくための検討をしてもらいたい。

座長：有機農業をどう進めるかはもっと大きな政策課題になるべき。有機農業推進法にも期待するところ。

戎谷委員：有機 JAS を広めることは大事だが、まずは、現在有機 JAS を知っていて、それを信頼して買っている人の期待を裏切らないことが必要。登録認定機関の審査内容のばらつきも大きな問題。自治体が有機認証費用を補助する例も出てきており、このこと自体は有機農業振興にプラスになるが、一方で、自治体自らが認定機関を作り、認定コストを負担してしまうのは問題だと考えている。民間の認定機関は価格競争で不利。また、一部の登録認定機関が、特別栽培農産物として流通できていたものであったにもかかわらず正しく審査していなかったために、意欲的な農家を潰してしまったことについて、責任は非常に重いと、共通認識を持ちたい。なお、検査回数を少なくするのはよい方法でないと思う。現在認定を取得していない小規模農家を巻き込めるような、マニュアルやチェックシート等を整備し、抜け

のない検査や審査を高度化する工夫を考えることが重要。

座長：高等なレベルの書類については、また考え方を開陳していただきたい。自治体の認定コスト負担について、有機農業政策の方針であることは評価すべきだが、民間登録認定機関との競合の問題がある。

岩井委員：国内産は高く生産量が不安定。当社では、コストが安く品質や量が確保できる外国の有機加工食品を扱っている。国内産を取り扱っていないことについては流通側の責任も感じるが、お客さんや販売店の要望でもあり、これがマーケットの実態。有機認証の信頼性については、昨年の違反事例で件数からすると危機的な状況だろうと思うが、有機 JAS 自体の認知度が低いためマスコミもそんなに大きく取り上げない面があるのではないかと。別の話になるが、中国の落花生で過去に使用した農薬の土壌残留があり、もう有機はやらないというケースがあった。生産者にとって有機規格のハードルが高いからやらないというのは残念。

座長：違反案件をどう扱うか。ミステイクであれば過剰な報道は避けるべき。

金子委員：消費者、流通業者から、有機とは一言で何かと聞かれる。昔はケミカルを使わない農法・食品製造といったが、今は正確でない。行政の方で、3行で表現する場合、10行で表現する場合というようによい表現例を提示してくれると、外食や食品会社がオーガニックを普及しやすいと思う。また、個人農家のような小規模事業者と企業組織とが同じ審査内容で認定されるのは不公平だろう。こういう場合、自治体の援助等ももっと必要。日本の有機農産物をもっと作れるようにするための制度となるよう考えていきたい。

座長：食べ物で外国の農産物だけで占められるなら日本の制度はいらない。この制度では日本の農産物が大事にされるよう、配慮して欲しい。

久保田委員：小規模の有機農家と消費者が協力して各地で取り組み、育ってきたのが有機農業。意識して、このような提携の仕組みを大事にしていく必要がある。規模に応じたきめ細かい制度ができるとよい。国際有機農業運動連盟では、相互認証制度の検討も行っている。ブラジルでは小規模農家と消費者の提携グループでの二者認証制度を国が認め、すすめている。日本の有機認証制度も、現行の制度の枠を超えて、幅広い観点で、きめ細やかな認証制度として検討できると良い。

座長：歴史をさかのぼれば、有機は小規模多品目生産の農家で始まった。JAS 制度に穴を空けることが可能なら二者認証を検討してみても面白い。

熊澤委員：有機 JAS 制度が始まる前から有機食品の不正追求に始まり、検査員、コーデックスで

の規格検討、消費者と多方面で有機に関わってきた。有機農業は未来の子供たちに受け継いでいく環境を守るためのもの、この視点を強く持つていく必要がある。有機 JAS は消費者の信頼を十分には得られていない。化学物質過敏症の人は必死で農薬を使っていない野菜を選んでいる。残留のない有機食品なら大丈夫という人たちの期待を裏切らないことが必要。このような人たちが命を落とす危険性があることも考える必要がある。故意か事故かに関係ない。厳格な制度による生産者の負担は承知しているが、信頼できる食料生産として有機農業を未来につなげていくためには、制度として担保できることが必要。

島崎委員：残念なことに不正格付などの事件がいくつかあったが、もっと冷静に事件を検証することが必要。検査自体を緩くすると言うことは無理。有機 JAS 制度の信頼を担保するには、厳格に運用し、システムとしての信頼を確保することが必要。FAMIC では登録外国認定機関も事業所調査や立会調査を行っている。経費や時間的制約があるのも事実で、国内と同程度に出向くのは困難だが、制度発足時に比べ相当頑張っている。登録認定機関によって認定手数料に差があるのは事実だが、一律というのも競争の原理からはずれる。しっかりとした認定を行うためにはそれなりの経費がかかるので、手数料の高低だけでなく、事業者は、審査内容でしっかりとした認定機関を選んでいただく必要がある。

安井委員：有機食品に対する消費者の信頼とはなにかを整理する必要がある。有機 JAS 規格は、生産の原則からすれば、環境への負荷を減らす観点に込んでいるが、化学物質過敏症の人には込えていない。一般的に、消費者は有機食品に安全や健康を求めているイメージがある。アンケート結果では、流通加工業者が、安定供給や価格などの条件が合えば使いたいとあったが、それを満たすために農薬が使われてきた。有機農産物がこのような要求に込えていくことについてはブレーキを踏む必要がある。有機農家には、頑張っても報われないというジレンマがあり、過大な負担をかけるのは駄目。登録認定機関が事業者コンサルタントすることはできないが、標準的な内部規定を示し、これを使いこなせるように訓練、研修をするような方向になればと思う。自治体が登録認定機関になるのは問題が多い。民間機関との公正な競争は非常に難しい。

保田委員：今日は検討課題や有機認証の現状について、日頃思っていることをご開陳いただいた。事業者が必要以上に負担をかけないという発想に配慮いただき、国民が安心して選べる有機食品をいかに供給できるかという大前提を念頭に、温かい心を持った論議を次回以降も進めていきたい。

事務局：次回は 3 月 25 日開催。今日ご紹介いただいた問題点のいくつかについて、関連資料を

用意するので、これらを中心にフリーディスカッションとしたい。